

# 障がいのある学生の実習配属支援の現状と課題

## —2003年度社会福祉援助技術現場実習施設・機関への訪問記録の分析を通して—

若 狹 重 克\* 小 沼 春 日\*\*

### はじめに

本学では、毎年社会福祉現場実習（以下、「現場実習」と略）を希望する学生に対し、社会福祉援助技術現場実習事前指導（2年次後期）、及び社会福祉援助技術現場実習指導（3年次通年）を授業展開しつつ、現場実習の配属を実施している。また、年々現場実習を希望する学生数は増加しており、実習配属先の確保が大変困難な状況にある。

一方本学では、障がいのある方の入学を積極的に受け入れており、障がいの有無にかかわらず、学生が当該年次に所定の単位を取得し実習の希望に応じて、速やかに配属していく体制を整えることが急務である。

しかしながら、従来、障がいのある学生数の少なさから、当該学生の実習配属に関わる実績の蓄積が極端に少なく、また大学としての組織的な配属体制を整備することが大きな課題といえる。また、他の社会福祉士養成校においても共通の課題であるにはずにもかかわらず、この現状に関する調査研究はほとんど皆無といって過言ではないといえよう。

したがって、2003年度現場実習コーディ

ネーターの立場である拙者らに課せられたこれらの課題に対応するため、今年度の巡回指導時において、障がいのある学生に対しての受け入れ体制の実態や今後の可能性についてインタビューを行い、同時にハード面のバリアフリー度について訪問教員の目視にて調査した。

本論ではこの訪問記録結果の分析を通じて、本学における障がいのある学生の現場実習配属支援の現状と課題への接近、及び障がい学生支援のるべき方向性を探求することを試みる。

### I. 障がいのある学生支援の現況

#### 1. 障がい学生支援の意義

1981年の国際障害者年以降、わが国においても「障がい」を人と環境の関係において生じる社会的不利としてとらえる社会関係モデルの視点が浸透してきた。障がい者の高等教育においても、受験機会の確保や教育研究条件の整備が課題として指摘されるようになり、今日では大学入試センター試験や私立大学の多くで受験体制の整備が進んでいる状況にある。

\*北海道浅井学園大学人間福祉学部介護福祉学科

\*\*北海道浅井学園大学人間福祉学部生活福祉学科

キーワード：障がい学生支援、バリアフリー、社会福祉援助技術現場実習、ノーマライゼーション、個別化

このような障がい学生支援は、障がい者の権利保障やノーマライゼイション思想の見地からも次のような意義を持つといえる<sup>1)</sup>。

第1に、障がい学生支援は、障がいのある学生の学習権を保障するための具体的な実践としての意義である。これは、日本国憲法第26条、「障害者権利宣言」第6項、「世界人権宣言」第26条、「国際人権A規約」第13条2

(C)等に述べられている「教育を受ける権利」を障がい者において具現化するための手段として位置づけられるものである。

第2に、障がい学生支援は、ノーマライゼイション理念に基づく実践としての意義を持つ。それは、地域社会に開かれた公共施設としての大学設備・教育サービスのノーマライズはもとより、そのノーマライズされた環境に一定程度の障がい学生を受け入れることにより、より正常な社会空間の創出を大学において実現しようとするものである。とりわけ福祉系大学におけるノーマライゼイションの実践は、将来福祉職をめざす学生たちに、目指すべき社会モデルを提示することでもあり、そこに教育的意義を見出すことができる。

第3に、福祉系大学における障がい学生支援は、障がいのある学生を福祉実践や研究の主体として育成するための実践であり、当事者の発議性やエンパワメントが強調される今日、福祉の諸活動全体に対しての大きな意義をもつと考えられる。

第4に、障がい学生の支援は、少子化に相俟っての学生急減期における大学改革の一環として、開かれた大学への転換を図るための一方途とも考えられる。

このように、障がい学生支援は、障がいの

ある学生の学習権保障に立脚し、目指すべきノーマライゼイション社会の実現に向けた実践であり、同時に学ぶ主体である学生が当事者としてあるいは福祉専門職としての価値を見出す実践であるともいえる。とりわけ福祉系大学において、こうした意義に照らした実践が展開されることが、障がい者に開かれた大学のあり方を社会に示す貴重な事例になるものと考えられる。

## 2. 大学教育における障がい学生支援の状況

### (1) 障がい種別によるハード・ソフトでの配慮の状況

1993年に「障害者教育問題研究会」が行った全国調査をもとに、大学における障がい学生支援の状況について概観する<sup>2)</sup>。

#### ①肢体不自由の学生に対するハード面での配慮（表1）

「共用エレベーターの設置」が62.0%、「スロープの設置」が58.1%と整備されている割合が高いが、「男女別車椅子トイレ」は26.8%と大学生活において不可欠と考えられる施設整備率は低い状況にある。また、「車椅子用の座席」が15.5%、「ドアの改良」が9.2%と授業参加に係る基本的整備も低い水準にある。

このような結果から、ハード面の整備は健常学生も使用可能な学内移動に関する整備を中心であり、障がい学生個々のニーズを充足するレベルに至っていない現状にあるといえる。

**表1 肢体不自由の学生に対するハード面での配慮**

表15. 肢体不自由の学生に対する配慮の内容&lt;施設・設備・備品&gt;（複数回答）

項目	学部数	比率	項目	学部数	比率
共用エレベーター	453	62.0	専用エレベーター	81	11.1
スロープの設置	425	58.1	ドアの改良	67	9.2
共用車椅子トイレ	295	40.4	障害者用公衆電話	48	6.6
駐車スペース	258	35.3	静養室	47	6.4
手動車椅子	210	28.7	電動のアダプター	34	4.7
男女別車椅子トイレ	196	26.8	学生寮の改造	23	3.1
入室可能なスペース	196	26.8	その他	24	3.3
車椅子用の座席	113	15.5	上記のものなし	120	16.9
電動車椅子	81	11.1			

(不明・非該当 37)

②肢体不自由学生に対するソフト面での配慮  
(表2)

ト面での配慮が、ハード面での配慮に比べ不十分である状況にある。

「配慮なし」との回答が73.3%でありソフ

**表2 肢体不自由の学生に対するソフト面の配慮**

表16. 肢体不自由の学生に対する配慮の内容&lt;教育サービス&gt;（複数回答）

項目	学部数	比率	項目	学部数	比率
補助教材の持ち込み	96	15.6	補助解答	15	2.4
試験時間の延長	47	7.7	その他	47	7.7
代替問題の作成	21	3.4	上記の配慮なし	447	73.3

(不明・非該当 155)

③聴覚障がいの学生に対するハード面での配慮  
(表3)

体不自由学生へのハード面の整備に比べると、聴覚障がい学生への対応がほとんど見られない現状にある。

「配慮なし」との回答が90.4%である。肢

**表3 聴覚障害の学生に対するハード面での配慮**

表19. 聴覚障害の学生に対する配慮の内容&lt;施設・設備・備品&gt;（複数回答）

項目	学部数	比率	項目	学部数	比率
FMアンテナ	36	5.7	避難合図信号機	4	0.6
ループアンテナ	21	3.3	その他	16	2.5
難聴用公衆電話	10	1.6	上記のものなし	567	90.4
ヘッドホーン机	10	1.6			

(不明・非該当 139)

④聴覚障がい学生に対するソフト面での配慮  
 (表4)  
 「講義方法の配慮」が18.8%,「手話講義(通訳)」が3.5%という状況で、「配慮なし」

との回答が71.9%である。肢体不自由学生における結果と同様、具体的な支援の方法が確立していない状況にあるといえる。

**表4 聴覚障害の学生に対するソフト面での配慮**

表20. 聴覚障害の学生に対する配慮の内容<教育サービス> (複数回答)

項目	学部数	比率	項目	学部数	比率
講義方法の配慮	114	18.8	手話講義(教員)	1	0.2
手話講義(通訳)	21	3.5	その他	79	13.0
LL授業の配慮	12	2.0	上記の配慮なし	436	71.9
(不明・非該当 163)					

## (2) 道内福祉系大学・短大の状況

本学の2002年度教務委員会が行った調査によると、北海道内の福祉系大学・短期大学の障がい学生支援は以下のとおりである。

### ①A校

障がい学生支援については、学生部において予算化されている。しかし、成文化されたガイドラインはない。学生部窓口による個別対応。

### ②B校

成文化されたガイドラインはない。障がい学生に対する配慮は、期末試験等において教務課をとおして個別に対応。

### ③C校

大学設備に対する配慮及び授業における配慮も全学的には行っていない。ただし、実習に係る個別指導の中で、実習施設・実習内容の配慮はしている。もっとも入学に際して、「実習が可能な状態」を条件としているので、障がいのある学生の入学自体が困難である。

このように、道内の福祉系大学における障がい学生支援は、学内での制度に基づく実践

は見られず、個々の障がい学生に支援の必要が生じた事態に対して行われている現状にある。

## II. 本学における障がいのある学生の学習支援の経緯

本学には、人間福祉学部開設以来、身体に障がいのある学生が入学してきている。そうした学生に対する学習環境整備として、エレベーター・スロープの設置など学内のバリアフリー化が進められてきた。これらは、障がいのある学生や保護者個人の努力によって学習機会を得るというのではなく、環境(社会)の改善・整備によって学習機会(社会参加)を実現していくという、今日のノーマライゼイションの理念に基づいた実践といえる。

こうした実践による一つの到達が聴覚障がい学生への支援である。聴覚障がい学生は、通常の音声言語を主なコミュニケーション手段とする大学の講義・演習(実習)に参加することが困難である。

現在、全国の4年制大学の中で、責任を持って聴覚情報を保障している大学はごく僅

かに過ぎない。すなわち聴覚障がい学生の受講する講義・演習に、ノートテーカーや手話通訳者が、大学の制度として（具体的には、通訳者等の人物費が大学の予算から支出されるシステム）保障されている例は稀であり、それ以外の大学では、制度としての支援は皆無に近い状況にある。したがって、大学に在籍する多くの聴覚障がい学生は、自助努力により、ノートテークや手話通訳をしてくれる学生を探し、個人的に支援を依頼しているというのが現状である。

このような状況下、本学では、平成14年度より、教務委員会予算として「障害学生支援費」を計上し、聴覚障がい学生の学習支援への取り組みを開始した。聴覚障がい学生に対する全学的な情報保障システムの確立と、他のさまざまな障がいのある学生に対する支援システムの構築が到達課題となるが、その第一歩として教務委員会内障害学生支援小委員会が中心となり、ノートテーカーの公募と研修、調整を行ってきた。

本学における聴覚障がい学生に対しての学習支援の取り組みは、4年前人間福祉学部に聴覚障がいのある学生が入学したことが契機となった。大学としての対応が十分でなかった状況下で、学生相互の交流の中から学習支援体制整備の必要性が明らかになり、その後全学的に聴覚障がいのある学生の状況把握が行われた。当初、ボランティアとして行われていたノートテークを、大学の制度として確立するために、教務委員会に障害学生支援小委員会を設置し、「ノートテークのルール」化を試み、「聴覚障害学生に対するノートテーク実施要項」を定め、そのための予算措置が講じられた経緯がある。

現在の実施体制は、担当時間割や代替要員調整はノートテーカーグループの代表学生を中心とした自主的運営がなされており、教務委員会担当教員および担当事務局がサポートする体制となっている。

聴覚障がい学生のノートテークは、障がいのある学生本人への音声言語による情報の伝達手段としては効果があるものといえ、授業への参与度・理解度を高めることになった。また、ノートテーカー学生も、聴覚障がい学生への支援を通じ学内環境整備に向けての関心が高まり、テーカー学生の募集を中心としながら全学的な周知活動を行っている。さらに、要約筆記通訳ボランティア団体による講習会を行うなど、学生自身が課題を把握し聴覚障がい学生の利益を優先した支援のあり方について継続的に学んでいるところである。今後は、聴覚学生およびテーカー学生の意見を集約しつつ課題整理を行い、講義・演習・実習等形態別の支援のあり方を検討する必要がある。

また、平成15年度には上下肢に機能障がいがある車椅子使用の学生2名が入学した。入学に際して支援のあり方を検討するため、学部教務委員を中心に入学前の面談を実施した。具体的な支援は、定期試験を別室にて実施し、パソコン使用や試験時間を1.5倍に延長して対応するなど、必要と思われる対策を講じてきた。

以上のように、本学における障がい学生支援は、「高等教育におけるノーマライゼイションの具現化、および障がい学生の学習権の実質的保障」を理念とし、障がいのある学生に対する組織的・継続的支援を大学事業として実施しているところである。

### III. 2003年度現場実習施設・機関 への訪問記録結果の分析

#### 1. 目的及び方法

今年度本学において車椅子使用学生（1名）の実習配属の必要性があり、拙者らは2003年度現場実習コーディネーター（以下、「実習コーディネーター」と表記）の立場から、配属可能な実習先の新たな開拓を行った。しかし、当該学生の実習配属が決定したのは2002年度末の指定科目履修結果が確定した後そのため、約5ヵ月後の実習配属先を探すことは大変困難を極めた。実習先の開拓自体も、その学生の実習動機や希望、肢体不自由という状況を総合的に勘案しつつ行うという、非常に個別性の高い作業であった。にもかかわらず、本学として実習先の実習学生への役割期待、とりわけ障がいのある実習学生への役割期待に関する情報を体系的に蓄積おらず、早急にこれらの情報を収集する必要性を感じた。

また、今年度の本学による現場実習配属先は道内の109箇所（151名の学生を配属）を予定していたため、拙者らの実習コーディネーターだけで収集するのは物理的に不可能であった。したがって、今年度新たな試みとして、教員の現場実習巡回指導時<sup>3)</sup>において、障がいのある学生の実習受け入れ体制の実態や今後の可能性について、訪問教員による実習先（施設・機関長、もしくは実習担当者等） インタビューを行い、同時にハード面のバリアフリー度について訪問教員の目視にて調査したものである。

本年度は実習巡回の教員は実習関係科目担当教員のみならず、学部全体へ訪問可能な教

員の協力を依頼し、結果21名の学内教員により行われた。また、訪問の目的・方法・記録に関してのコンセンサスの形成は、現場実習教員（7名）へは関係会議にて行い、それ以外の教員（14名）においては説明会を別途行った。

#### 2. 訪問記録の結果

##### (1) 訪問（調査）対象、期間及び記録件数、回収率

2003年度現場実習配属先109箇所すべてを対象とし、訪問期間は2003年8月下旬より9月上旬にかけて行われた。訪問記録の回収率は69件（2003年12月末現在）、うち有効回収件数は66件（回収率60.5%）であった。

##### (2) 調査項目

インタビュー項目（問1、問2、問3）及び目視調査項目（問4-1、問4-2）、訪問教員所見（問5）から構成されている。

問1 過去及び現在の障がいのある学生の実習受入経験の有無

問2 障がいのある学生の今後の実習受入の可能性の有無（5段階評価）

問3 障がいのある学生を受入可能な場合の条件（自由記述）

問4 施設・機関のハード面のバリアフリー度  
- 1 利用者として（5段階評価）  
- 2 実習生として（5段階評価）

問5 訪問教員所見（自由記述）

##### (3) 結果概要

###### ①調査対象属性

今年度の本学における現場実習配属先（109箇所）の種別は表5のとおりであり、今回の訪問記録有効回収件数（66件）の内訳構成比は図1の通りとなっている。

表5 今年度の本学における現場実習配属先

領 域	種 別	2003年度配属件数		訪問記録回収内訳		
		件数(a)	比率(%)	件数(b)	比率(%)	有効回収率(%)
高齢者福祉	養護老人ホーム	2	1.8	1	1.5	50.0
	特別養護老人ホーム	24	22.0	13	19.7	54.2
	老人福祉センター	1	0.9	1	1.5	100.0
	軽費老人ホーム	2	1.8	2	3.0	100.0
	デイサービスセンター	4	3.7	3	4.5	75.0
	在宅介護支援センター	9	8.3	5	7.6	55.6
児童福祉	児童自立支援施設	1	0.9	1	1.5	100.0
	児童相談所	6	5.5	4	6.1	66.7
	児童養護施設	7	6.4	3	4.5	42.9
	母子生活支援施設	5	4.6	2	3.0	40.0
	知的障害児入所施設	1	0.9	1	1.5	100.0
	自閉症児施設	1	0.9	0	0.0	0.0
障がい者福祉	重症心身障害児施設	1	0.9	0	0.0	0.0
	重度身体障害者更生援護施設	3	2.8	1	1.5	33.3
	知的障害者更生施設	19	17.4	13	19.7	68.4
	知的障害者授産施設	5	4.6	4	6.1	80.0
	婦人相談所	1	0.9	1	1.5	100.0
	社会福祉協議会	6	5.5	4	6.1	66.7
行政・公的扶助	福祉事務所	11	10.1	7	10.6	63.6
計		109	100.0	66	100.0	

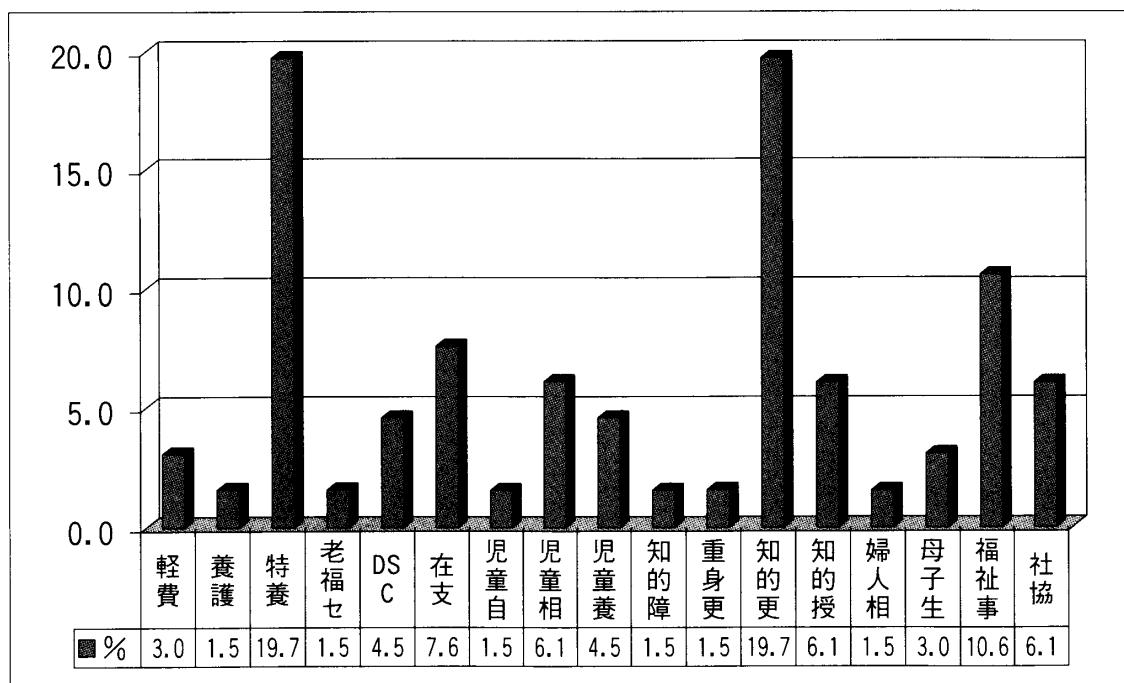


図1 現場実習施設・機関種別 訪問記録回収内訳

現場実習施設・機関を領域別で集計した結果は図2のとおりとなり、現場実習施設・機関を各施設・機関のサービス利用者の利用形態別(運営形態別)でみると図3の通りとなっている。

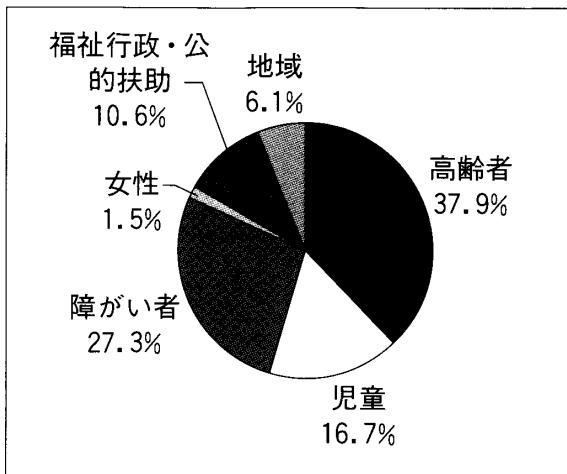


図2 施設・機関領域別

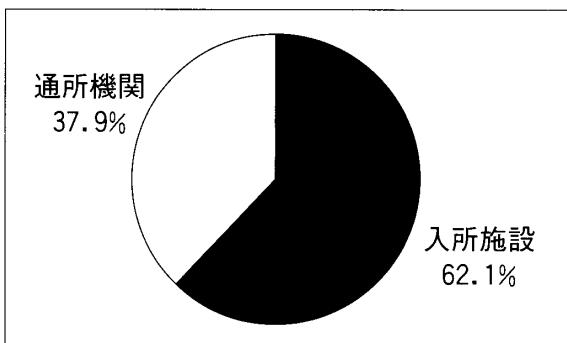


図3 施設・機関運営形態

また、インタビュー対象者の内訳は、施設又は機関の長(13.6%)、実習担当者(77.3%)、N.A.(9.1%)となっている。

## ② 過去及び現在の障害のある学生の実習受入経験の有無について(図4)

図2の通り、施設・機関において過去及び現在において、障がいのある学生の現場実習受入経験が「有り」としたのは僅か7.6%であり、8割以上が「無い」との結果であった。

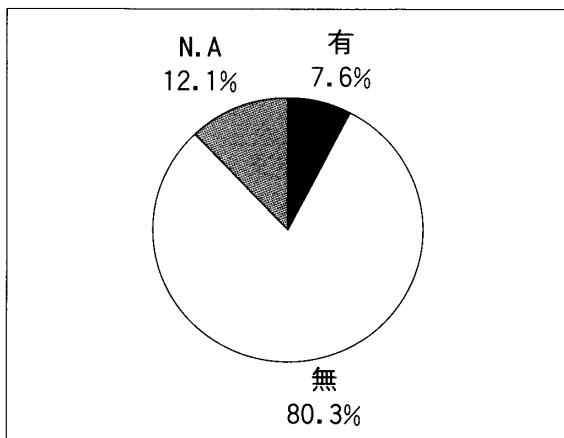


図4 障がいのある学生の実習受け入れ経験の有無

## ③ 障がいのある学生の今後の実習受入の可能性の有無(5段階評価)について(図5)

図3に見られる通り、「可能性大いに有り」や「可能性少し有り」など、障がいのある学生の配属の可能性がある実習先は45.4%であった。しかし、「どちらとも言えない」と態度を保留している施設・機関が3割近く存在、また「かなり難しい」及び「可能性無し」など、配属が困難との予測される施設・機関は全体の4分の1に達することが明らかになった。

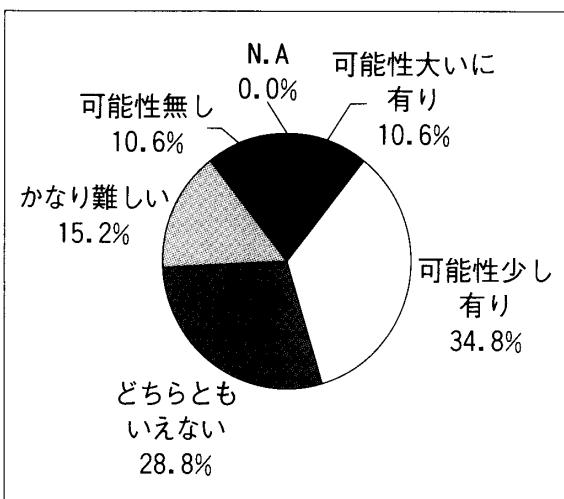


図5 障がいのある学生の実習受入の可能性

④ 施設・機関のハード面のバリアフリー度

- 1 利用者として（図6）

- 2 実習生として（図7）

ハード面のバリアフリー度については、今回は訪問教員の目視による観察結果とした。いずれも5段階評価とし、評価の高い「5」や「4」とされるものは、利用者の立場では54.6%，実習生の立場では51.5%と3.1p.の開きであるのに対し、低い評価である「2」や「1」とされるものは、利用者の立場では19.7%，実習生の立場では25.8%とその開きは6.1p.と、約倍近く差が出ている。

利用施設として評価が高いのが半数以上割合を占めるのは、周知のとおりバリアフリー法の整備をはじめ、本来高齢者や障がい者など、利用者の状態に応じて設計された施設である割合が多いためであると考えられる。

ここでいう実習生の立場とは、動線が利用者側ではなく、そこで仕事をしているスタッフ側で捉えている。その側面を考慮すると、物理的な環境が整っているとは言い難い結果であった。例えば実習生が実習中の空き時間や記録をまとめたりする場所は、多くの施設・機関においてはスタッフスペース（事務室）などの一部を間借りしていることがある。実習での学びの効果を考慮すると、こうしたスペースで実習生が待機することは、よりリアリティのある臨床経験が可能となるため大変有意義である一方、その配置や空間は非常に手狭であり、車椅子操作などは大変困難となることが予想される。

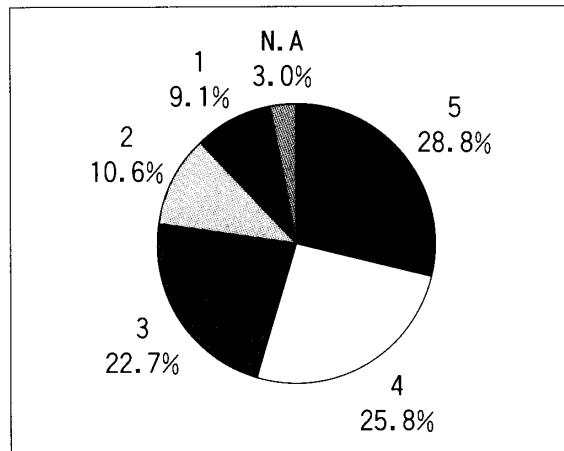


図6 施設・機関の物理的バリアフリー度  
(利用者として)

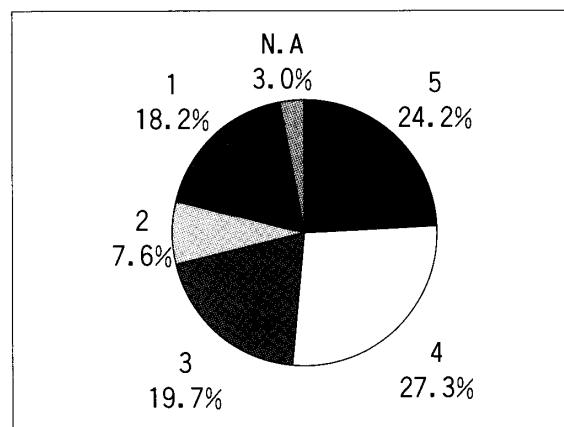


図7 施設・機関の物理的バリアフリー度  
(実習生として)

⑤ 施設・機関領域別による障がいのある学生の実習受入経験の有無（図8）

図8にみられるとおり、障がい者福祉領域、福祉事務所などが「受け入れ経験有り」が無い場合を上回っている。

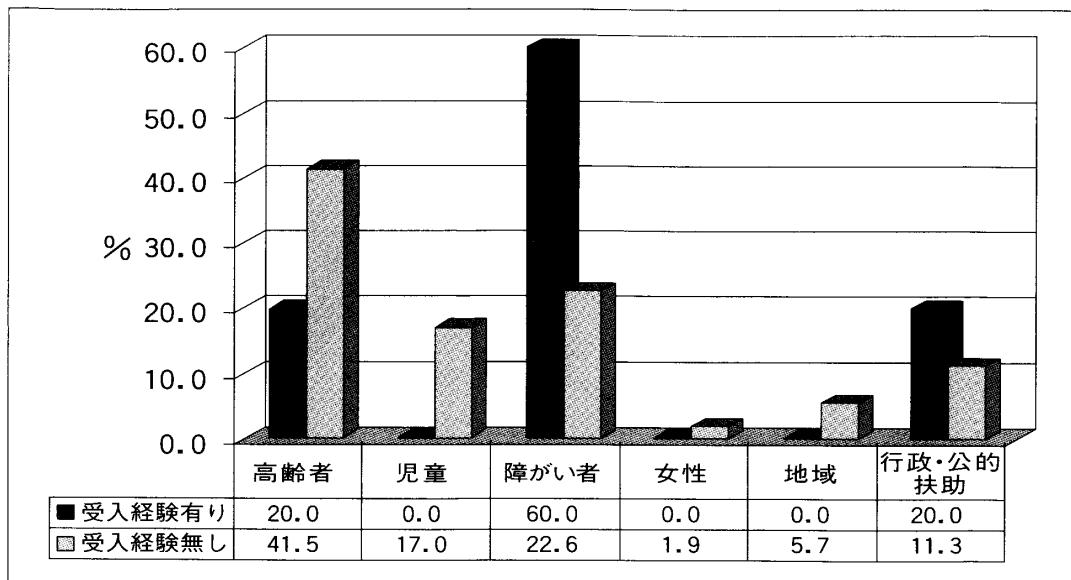


図8 施設・機関領域別による障がいのある学生の実習受入経験の有無

⑥ 施設・機関領域別による障がいのある学生の実習受入可能性（表6）

表6の通り、障がいのある学生の実習受入可能性が「大いに有り」、「少し有り」などが高い割合であったのは高齢者福祉（48%）、障がい者福祉（44.4%）、福祉行政（85.7%）の領域であった。一方受入可能性が「かなり

難しい」や「可能性無し」が高い割合であったのは児童福祉、女性福祉、地域福祉であった。しかし「どちらとも言えない」と保留している領域は高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、地域福祉にわたり、2～4割弱と少なくないという結果であった。

表6

施設・機関領域別(%)	障がいのある学生の実習受入可能性						計
	大いに有り	少し有り	どちらとも言えない	かなり難しい	可能性無し		
高齢者福祉	12.0	36.0	36.0	8.0	8.0		100.0
児童福祉	0.0	27.3	18.2	45.5	9.1		100.0
障がい者福祉	11.1	33.3	38.9	5.6	11.1		100.0
女性福祉	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0		100.0
地域福祉	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0		100.0
福祉行政・公的扶助	28.6	57.1	0.0	0.0	14.3		100.0

⑦ 施設・機関領域別による実習生としてのバリアフリー度（表7）

表7にみられるとおり、5段階評価による実習生としてのバリアフリー度合いが高い「5」又は「4」であった領域は、高齢者福祉（56%）、障害者福祉（61.1%）、地域福祉

（50.0%）、福祉行政・公的扶助（57.2%）であった。高齢者、障がい者、福祉行政・公的扶助の3領域については実習受入可能性と実習生としてのバリアフリー度合いと連動した結果（表6参照）であったが、地域福祉領域については連動していない。このことは実

習施設・機関のハード面のバリアフリーのみが課題でなく、実習プログラムそのものが受け入れ可否の判断材料となっていることが大きい。実際、実習プログラムにおいて、「家庭訪問」を組み入れている場合、訪問先が設

計上バリアフリーとは限らないことなど、障がいのある学生を受け入れる際には、実習プログラムについても個別的かつ柔軟な対応が求められるといえよう。

表7

施設機関領域別(%)	高齢者福祉	バリアフリー度合い(実習生の立場として)						
		5	4	3	2	1	NA	計
児童福祉	9.1	18.2	27.3	18.2	27.3	0.0	0.0	100.0
障がい者福祉	22.2	38.9	33.3	0.0	5.6	0.0	100.0	
女性福祉	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
地域福祉	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	100.0	
福祉行政・公的扶助	28.6	28.6	14.3	0.0	28.6	0.0	100.0	

- ⑧ 施設・機関のサービス利用形態別(運営形態別)による障がいのある学生の実習受入経験の有無(図9)

図9にみられるとおり、入所型においては「受け入れ経験有り」とするのは1割弱、「無し」としているのは7割強であるのに対し、通所型においては受入経験有りとしているのは4%，9割以上が無いとのことであった。

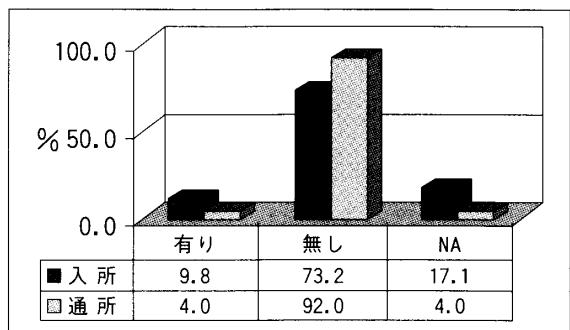


図9 施設・機関運営形態別による障がいのある学生の実習受入経験の有無

- ⑨ 施設・機関のサービス利用形態別(運営形態別)による障がいのある学生の実習受入可能性(図10)

図10にみられるとおり、障がいのある学生

の実習受入可能性が「大いに有り」、「少し有り」などとしているのは、入所型(43.9%)、通所型(48.0%)であり約半数であった。しかし「かなり難しい」、「可能性無し」については、入所型(22.2%)、通所型(32.0%)と、やや通所型の方が上回っている結果となった。また、「どちらとも言えない」と保留しているのは入所型の方が通所型よりその割合を上回っている結果となった。

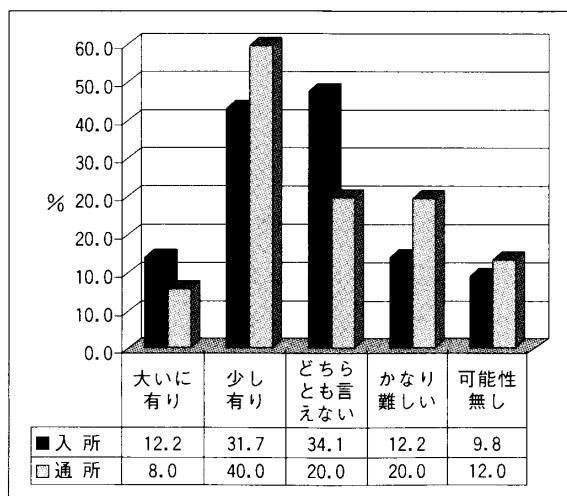


図10 施設・機関運営形態別による障がいのある学生の実習受入可能性

⑩ 施設・機関のサービス利用形態別（運営形態別）による実習生としてのバリアフリー度（図11）

図11にみられるとおり、5段階評価による実習生としてのバリアフリー度合いが高い「5」又は「4」は入所型（51.2%）、通所型（52.0%）とほぼ同じ割合であった。しかしバリアフリー度が低い「1」又は「2」については、入所型（22.0%）であるのに対し、通所型（32.0%）と通所型の方がやや上回った結果となった。これは運営形態別による受入可能性（図10）と同様の傾向であった。

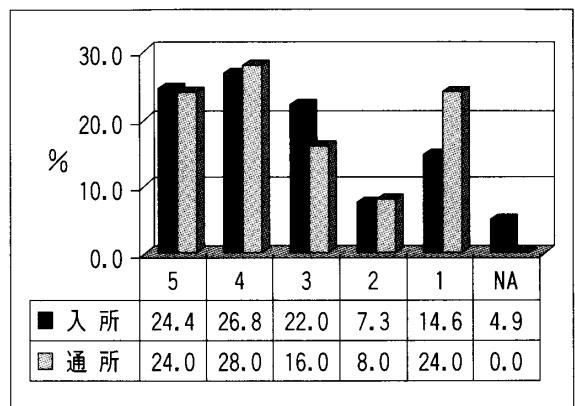


図11 施設・機関運営形態別による施設・機関バリアフリー度(実習生として)

⑪ 障がいのある学生の実習受入経験の有無と受入可能性（図12）

問1と問2の設問間クロス集計したところ、図12の通りとなった。実際に受け入れ経験のある施設・機関の8割が受入可能性を「大いに有り」や「少し有り」としている。しかし実際の受入経験が無くとも、その可能性が「大いに有り」、「少し有り」としたのは半数近くの44.2%の施設・機関に上った。このことは、潜在的な可能性を掘り起こすだけでなく、これを契機に実習受入施設・機関の障がいのある学生の実習受入について関心が

高まり、議論が深まる可能性を示唆しているといえよう。

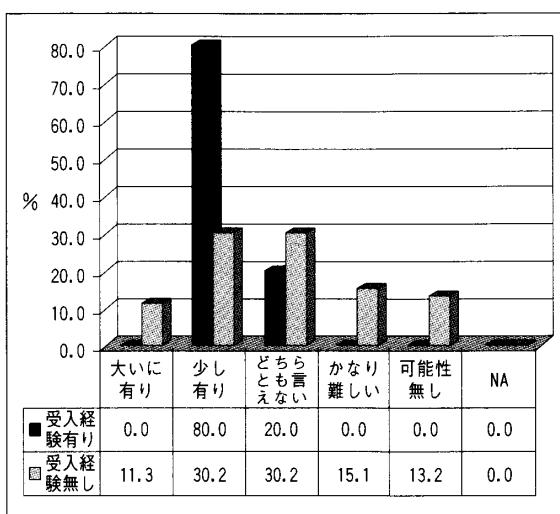


図12 障がいのある学生の実習受入経験の有無と実習受入可能性

⑫ 障がいのある学生の実習受入経験の有無と実習生としてのバリアフリー度（図13）

問1と問4-2の設問間クロス集計したところ、図13の通りとなった。受け入れ経験のある施設・機関の8割が実習生の立場としてのハード面のバリアフリー度の評価が高い（「5」又は「4」）結果となった。しかし受け入れ経験の無い施設・機関においても、49.0%と約半数がバリアフリー度の評価が高い結果であった。しかし、実習生の立場としてのハード面バリアフリー度の評価の低い（「2」又は「1」）は、障がいのある学生の実習受け入れ経験の無い施設・機関の20.8%に上り、受け入れ経験有るとした施設・機関は0.0%と、障がいのある学生の実習受入の第一義的な問題として、ハード面などの構造上の問題が非常に大きい要素であることが明らかになった。

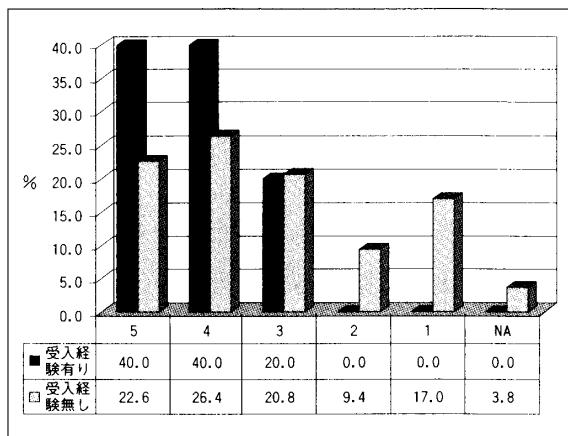


図13 障がいのある学生の実習受入経験の有無と施設・機関バリアフリー度(実習生として)

### (13) 障がいのある学生を受入可能な場合の条件（自由記述）

本事項に関しては、訪問教員から実習施設・機関へのインタビュー形式で行い、32箇所からその結果を得ることができた。

まず、障がいの有る学生の実習配属に関しては、「配属可能かどうか、障がいの内容によることもあるので、前もって相談して欲しい。その後施設・機関として全体で協議後回答したい」との前提条件が比較的多く見受けられた。

また、行政（福祉事務所）、社会福祉協議会、その他公的な受入機関の一部については、障がいの有無にかかわらず、実習生の受入自体の「出身地等制限」を前提としているところがある。

この前提条件を踏まえ、実習受入施設・機関として、障がいのある実習学生の受入条件としてまとめたところ、おおむね以下の4つのコードに分類できた。

#### a) 「ハード面など構造上の問題」

障がいのある実習生を受け入れることを拒否するわけではないが、ハード面のバリアフリー化が未整備である（車椅子操作が困難な

ど）を前提条件としている（5箇所）所があった。

#### b) 「通勤・移動手段の確保」「介助の有無」

実習先までの移動については、学生の自力通勤を前提条件としている（6箇所）所、また、実習先の送迎バスにより実習生の移動を行っているため、車椅子使用の学生は受入が困難（1箇所）などの回答があった。また入所施設等において「実習先による障がいのある学生の介助が不要であること」（1箇所）などの回答があった。

#### c) 「実習プログラム」

実習受入施設・機関の運営形態に依拠するところが多く、実習意義の根幹に関わるプログラム上の前提条件を提示している所が7箇所あった。具体的には入所施設等において「高齢者や障がい児・者の介護ができること」、「幼児・児童対応（遊びなども含む）が可能のこと」など、実習プログラム上の制限があるなどの回答があった。しかし、相談援助機関（通所）においては、すべての実習生に一律のプログラムを提供するのではなく、障がいの内容等に応じ、個別プログラムを立案する余地が有る（5箇所）などの回答もあった。

#### d) その他

障がいのある学生を受け入れる条件として「世話係りとして他の実習生と組ませる」（1箇所）等の回答があった。しかしながら、多くの実習生にとってこの現場実習（23日間、180時間）は、計り知れない緊張、プレッシャーの渦中にあり、他の学生の世話をする等などの余裕がある可能性は低いと思われる。大学として障がいのある学生を配属する場合、他の学生とペアで組み合わせる必要があるときは、配属学生同士のダイナミクスを

考慮し、ペアで無く複数での配属など、慎重を要すると考える。

#### (4) 訪問記録結果に関する考察

今回の訪問記録の分析を通して、「実習施設・機関のバリアフリー度（ハード面）はどうなのか」、「学生による自力通勤可能かどうか」（入所・通所）、「学生自身で移動可能かどうか（介助の必要性を含む）」、「実習プログラムの個別化が可能かどうか」が、障がいのある学生の実習配属上の大変な要件になることが予測できることが明らかになった。

また、今回の巡回指導時において、実習受け入れ施設・機関への一連のインタビューを通して、大学としての実習教育のスタンスを明示するとともに、「障がいのある実習生」の配属に関する働きかけを、実習先と face to face のコミュニケーションを意図的に試みる経験を通じ、従来の「実習教育上における巡回指導」において多くの要素を占めていた「実習学生指導」という枠を超えた、より連携を密にするための新たな可能性を示唆しているといえよう。

## IV. 結論及び考察

### 1. 本学における教学上の課題

本学は、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応する人材育成を課題として設立された大学であり、その設立理念は「生活者の視点を持った社会福祉実践者の育成」が謳われている。この「生活者の視点」の修得には、専門的知識・技術のみならず、他者の生活を自身の生活と対等に認識し、個別具体的な生活上の諸困難を理解し、何らかの対応を行う力が求められる。本学の教育実践は、まさしくこうした課題を視座とする実践でなければなら

ない。障がい学生支援は、そのような意味で、教職員が一丸となって取り組まなければならない課題であり、教育空間のノーマライズに向けた実践である。

教務委員会障害学生支援小委員会では、障がい学生支援に関する基本理念を次のように示している。

本学では、高等教育におけるノーマライゼイションの具現化、および障害学生の学習権の実質的保障をその教育理念に掲げ、障害学生に対する組織的・継続的な支援を大学事業として実施する。

学内環境のバリアフリー化等については、長期計画をもとに展開することになるが、学習支援等の人的支援については、各年度の予算と障害学生の学生数を鑑みつつ、柔軟かつ現実的に対応する。

以上の理念に基づく具体的な課題としては以下のようなことが考えられる<sup>4)</sup>。

- ①相談体制の確保（出願・受験、学生生活、教務関係など）
- ②人的支援の確保（教員組織の充実、学生サークルや支援グループの実践など）
- ③教職員の啓発
- ④調査・研究・研修（在学障がい学生のモニタリング、資料収集、バリアフリー環境の調査、学習支援ガイドラインの作成、支援体制システムの確保など）
- ⑤障がい種別毎の具体的対応（学内環境、設備・補助機器の整備、入試、授業〔講義・演習、語学、体育、介護技術、学外実習〕、定期試験、通学、下宿・アパート、経済的支援など）

これら課題については、すでに取り組まれているものもあるが、継続的に障がいのある学生のモニタリングを行い、必要な措置を講じていく必要がある。また、現在教務委員会を中心として検討・実施されている障がい学生支援を、入試委員会、学生委員会、保健センター、実習支援センター等による横断的な組織化を図ることにより、全学的展開を目指すべきであろう。とりわけ、人間福祉学部においては、対人援助の手技・手法の習得を目指す過程において位置づけられる学外実習における障がい学生支援が焦眉の課題といえる。

現在、人間福祉学部内には「福祉実習委員会」が位置づけられており、実習先の確保や学生の配属調整など実習支援センターとともに実習展開に係る業務全般を担っている。しかし、障がい学生支援という見地から「福祉実習委員会」の現状をみた場合、その能力は十分とはいえない。したがって、学内的な「福祉実習委員会」の位置づけ及び実習支援センターの福祉実習に係る業務の独立などの検討が必要であると考えられる。

## 2. 「障がいのある学生」、「本学」、「現場実習施設・機関」の三者関係における課題

### (1) 2003年度本学における配属事例から

今年度、実際にある実習先（相談援助機関）に車椅子を使用する学生の実習配属を行った。そこは障がいのある実習生を受け入れることは初めてであり、コーディネーターである拙者と実習先との実習プログラムなどの事前協議の際に、実習生の待機中のスペースに関して、事務室では車椅子の操作が困難である問題が明らかになった。しかし、その

学生の実習開始までには手狭であった事務室スペースを、車椅子の操作が可能な状態になるよう実習先から配慮があった。この経験を通じて、実習先の担当者より「スタッフ側＝健常者という暗黙の図式があり、『事務室の手狭さ』についてはほとんど疑問に感じていなかった、今後の重要な課題である」という指摘があった。このことは、障がいのある学生の現場実習配属支援を考える際には、大変重要な視点であるといえよう。

実習プログラムの中身については、「家庭訪問」を盛り込む予定であった。しかし、スタッフ用の移動手段は車椅子対応の自家用車ではなかったため、車椅子使用の学生でも移動可能な徒歩圏内、かつ訪問先の設計がバリアフリーである家庭を選定し、家庭訪問先の了承を得てもらうなどの個別的配慮があった。

こうした経緯の後、障がいのある学生による「実習先への事前訪問」や「現場実習」の展開がスムーズに行われた。また、実習先との連絡・調整をより密にし、また当該学生への連絡及び指導の一貫性を担保するため、当該施設への巡回指導及び訪問をコーディネーターである拙者が行い、かつ社会福祉援助技術現場実習指導のクラスに当該学生を配置することを試みた。

このように、障がいのある学生の学習支援、とりわけ現場実習支援を考える際、「大学↔学生」の二者間だけでなく、大学から実習受入施設・機関への働きかけ（大学↔実習先）が大変大きな役割を担うと同時に、「実習先↔大学↔学生」の三者の相互作用の関係で捉え、支援していくという個別的かつ柔軟な対応が必要であるといえよう。

## (2) 現場実習における本学の実習教育及び実習配属上の課題

1987年の社会福祉士及び介護福祉士法の施行により、社会福祉専門職の養成上の課題は山積している。とりわけ、わが国の社会福祉士受験資格取得にかかる一連の履修指定科目、特に「社会福祉援助技術現場実習」における「実習教育」上の課題は未曾有であるといえよう<sup>5)</sup>。本学においても、年々増加する実習配属希望学生のために実習先を確保することに奔走し、実習先としては、多くの養成校からそれぞれ実習生を受け入れることに苦慮しているのが現状である。この混沌とした状況の中で、障がいのある学生の実習配属に関しては、従来は「レアケース」と扱われ多くの課題に埋没し、体系的な体制整備が未着手であるのが現状であるといえよう。

そもそも「現場実習」とは、「本学」及び「学生」間だけの問題ではなく、「実習施設・機関」を含めた三者関係から成立しているため、他の講義・演習科目とはその性質を異にしているのが特徴である。本学での現場実習に関わる三者関係については、スーパーバイジョンの側面から図14のように説明できる。

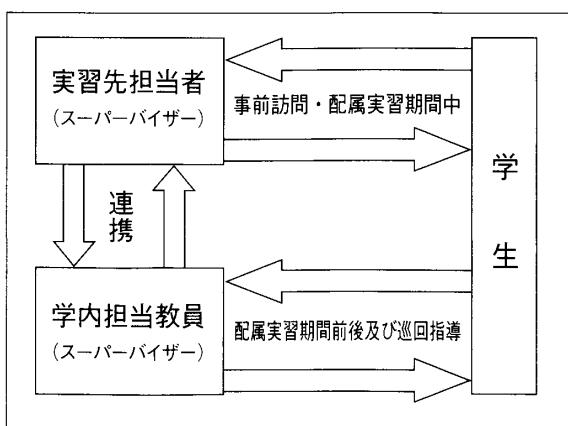


図14 実習スーパーバイジョンの構造<sup>6)</sup>

こうした三者関係の螺旋的な相互関係の積み重ねを通して「現場実習」が成立しているといえよう。したがって、障がいのある学生の実習配属に関しては、この三者関係を前提に、当面次の諸課題について提示できる。

### ① 実習の個別化<sup>7)</sup>

ここでいう「実習の個別化」とは、「障がいのある学生を個別的に対応する」というケースバイケース、言い換れば「その場の対応」を意味するものではない。障がいの有無にかかわらず、実習生自体を「個別化」することと、実習先それを「個別化」することの両方を含むものとして言及したい。

「実習生の個別化」とは、例えば同じ実習先に配属される学生が、同じ実習プログラムを経験したとしても、学生個々人の実習効果は個別的なこととして捉える必要がある。これは、社会福祉専門職としての三大構成要素である「専門的な価値基準・職業倫理」、「専門知識」、「専門技術」の中で、特に「専門的な価値基準」にその業の依拠するところが大きいためである。したがって、その養成のための現場実習効果も、学生個々人の現場実習配属時に到達している専門的な価値基準、倫理観により左右される部分が大きな背景であるといえよう。つまり、障がいの有無にかかわらず、実習生一人一人を「個別化すること」が養成校である本学、同時に実習施設・機関に求められているといえるのではないか。今後の方向性として、この「個別化」が普遍的な価値基準となるよう、本学は養成校側として実習先へ粘り強く働きかけること、すなわちソーシャルワークでいう「開発的機能」が求められるといえよう。将来的に現場

実習配属の際、学生の障がいの有無は副次的な要件となることが望ましいといえよう。

次に「実習先の個別化」とは、本学側、学生側がそれぞれの実習先を個別化することである。例えば同じ種別の施設・機関でも、それぞれの設立背景、構成しているスタッフ、利用者などが違うため、それぞれの施設・機関の雰囲気、チームワーク、施設・機関の運営状況の詳細は多岐にわたっていることを認識することが必要である。

つまり、「本学」、「学生」、「実習先」相互の関係は、それそれが「個別化」し合う関係が望ましいといえよう。その三者をいかに結び、繋げるのが、大学などの養成校側の実習教育機能に関わるところが大きいといえよう。

そもそもこの「個別化」については、対人援助の基本的な原則とされており、将来その専門家を目指す学生を養成している立場である本学の役割は非常に重要である。したがって優れた人材を育成し輩出するためには、実習教育の効果及び質の向上は決して欠かせないものと考える。そのためには、「多人数を画一的な基準で一括に教育するという手法」は馴染まないということを、本学は養成校として強く認識する必要があると思われる。

## ② 実習先の情報収集と連携の強化

上述した「実習先の個別化」とも関連するが、実習先を「個別化」するためには、多くの実習先に関する様々な情報を必要とする。さらにその情報を収集するだけではなく、その情報を常に体系的に整理し活用するといった「情報化」の機能も必要とする。特に、実習教育という専門的な教育効果のためには、収集する内容も数値化しやすいものだけでな

く、教育の「質」に関するもの、また実習生に対する役割期待に関する部分も重要な要素となると考えられる。例えば、「スーパービジョン」の機能面から見ると（図15-1, 15-2）、管理的機能・教育的機能・支持的機能それぞれの境界線等のパターンは実習施設・機関ごとに様々であり、本学は養成校側として個別に把握しつつ、実習教育の「質」の担保及びその効果を考慮する必要があるといえよう。

A 施設の場合

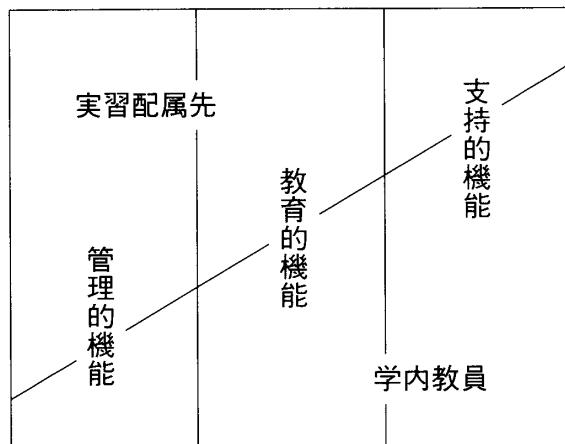


図15-1 実習スупーバイジョンの機能のパターン例

B 機関の場合

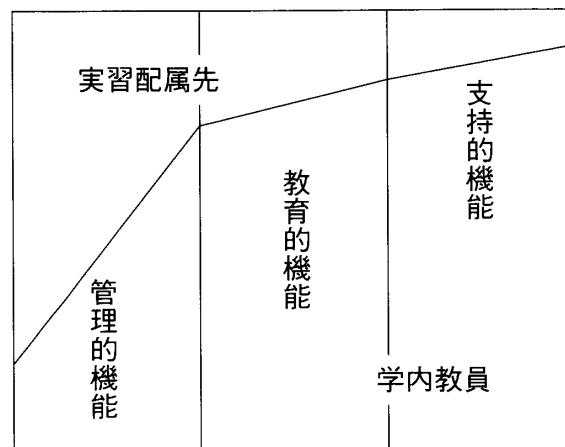


図15-2 実習スупーバイジョンの機能のパターン例

しかし、このような「実習教育の質」に関する情報の収集は容易なことではない。常日頃の実習施設・機関と円滑にコミュニケーションを図り、信頼関係を構築していくことが前提となるのは言うまでも無いであろう。

### おわりに

本来ならば、混沌としている「社会福祉援助技術現場実習」における実習教育上の諸課題をまず整理し、その上で障がいの種別に応じた調査研究をすることが前提条件であるのかもしれない。しかしながら、拙者ら2003年度現場実習コーディネーターという时限付立場において、「障がいのある学生の現場実習を配属する」というテーマの緊急性は高かった。本論では、ただひたすら暗中模索の中で「走りながら考える」ことを通じて得た成果をまとめることを試みたものである。従って、訪問記録等の書式など充分に議論を深める等の準備期間は非常に僅かであったことが残念であった。

最後に、残された課題について若干触れておきたい。まず、現場実習に関して「学生」、「本学」、「現場実習施設・機関」の三者関係から、今後は受け入れ施設で生活をしている、若しくは機関を利用している「利用者」を含めた「四者関係」の視点が重要となってくるであろう。現場実習において、「学生」と「利用者」の関係は、「利用者とのかかわり」という、実習プログラムの根幹となる「コミュニケーション」の存在が前提であり、何らかの相互作用が派生するものである。今回の実際の配属例において、実習中にある利用者から当該学生に対し、学生自身の障がいの内容について、ストレートな会話の

やり取りが展開された。このことからも「実習生の個別化」においては、学生自身の「障がい受容」の問題も重要な要素となると思われる。また、今回の「障がいのある学生の実習受け入れ」に関して実習先へのインタビューの際、「物的バリア」だけでなく「心的バリア」の存在を感じたが、本論では深く探求することは困難であった。しかしながらいずれも重要な事項であり、今後も継続的に取り組む必要性を感じた。

最後に、今回のテーマに関する取り組みは、教員個々の使命感のみに依拠する性質のものでは無く、養成校側である本学において組織的に推進することが急務であり、今後もFDの一貫として体系的に継続されることを期待したい。

### 【執筆分担】

若狭重克 I, II, IV-1

小沼春日 はじめに, III, IV-2, おわりに

### 【参考文献】

- 1) 福岡教育大学 FD 研究会 障害児教育・通常教育関連分科会 (2003) 「障害のある学生への支援－福岡教育大学の取り組み－」 ファカルティ・ディベロップメント研究報告書 教員養成大学としての教育のあり方 (3) 第2分冊  
[http://www.fukuoka-edu.ac.jp/~dohira/  
FD/h13\\_FD/2002FD.pdf](http://www.fukuoka-edu.ac.jp/~dohira/FD/h13_FD/2002FD.pdf) (2004/1/15)
- 2) 奈良県社会福祉協議会編 (2000) 「ワーカーを育てるスーパービジョン」 中央法規

### 【注・引用文献】

- 1) 2002年度北海道浅井学園大学教務委員会

## 障害学生支援小委員会資料

- 2) 前掲資料<sup>1)</sup>
- 3) 本学においては、主たる実習配属時期を大学夏期休暇期間としており、その期間にほとんどの学生が実習に出ることとしている。そのため実習開始の2週目の終わりから3週目の初めにかけて学内教員が一斉に巡回指導に出向く方法を採用している。
- 4) 前傾資料<sup>1)</sup>
- 5) 例えば、社会福祉士・介護福祉士養成に関する調査研究会（1999）「社会福祉士・介護福祉士の養成に関する調査研究－実習受け入れ実態調査と指導事例－」平成10年度社会福祉・医療事業団助成事業報告書、日本社会事業大学を参照のこと
- 6) 出典：村井美紀（2002）「第6章 事後学習 1-3 [2] 実習スーパービジョンの機能」岡田まり・柏女靈峰・深谷美枝ほか編『社会福祉基礎シリーズ⑯ ソーシャルワーク実習』有斐閣、p170に筆者が加筆・修正した
- 7) 稲垣美加子、小沼春日（2002）「実習教育におけるサポートシステムの機能と役割について」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第4号、pp.163-174参照

Present condition and subject of the practice assignment support  
of the students that have an obstacle  
– The analysis of the visit records of the practice  
in the field of social work organization in 2003 through –

Shigekatsu WAKASA      Haruhi ONUMA

### ABSTRACT

The main discourse summarizes the present condition and also the practice of the support of the students that have an obstacle in this school, especially be tried that searches after the direction nature that an obstacle student support should be, through the analysis of the visit record results by the teacher at the time of the practice in the field of social work, to approach the present condition and also the subject of the practice in the field of social work assignment support of the students that have an obstacle.

The obstacle students support in this school makes to materialize 'Normalization' in "higher education and also the ideas are the substantial security of the study right of the obstacle students", and the systematic continuous support to the students that have an obstacle be carrying out as the university business. One of the attainable points of the study support of the students that have an obstacle in this school is the support to an auditory difficulties student.

The possible condition of the practice reception of an obstacle student that has these 4 important matters are included at least, "the barrier-free degree of the practice institution", "the possibility of the self-dependent commuting of a student", "the possibility of self-dependent movement of a student and also the need of a care", "the possibility of the individualization of the practice programs"; it became clear by the visit record results.

In this case we observed the present condition of "the social work practice committee" from the viewpoint called the study support of the students that have an obstacle in this school, we don't think that we are sure the faculty is sufficient for it. Therefore, we think that the examination such as the independence of the business regarding the practice in the field of social work support center is necessary, to clarify the positioning of "a social work practice committee" to the on-campus target. Furthermore, we think that we should catch in relation to the interactions of 3 elements of "the practice tip", "the university", "and the students" in the practice in the field of social work. We point out 2 points of the strength; (1) Individualizing of the practice in the field of social work. (2) Coordinating with the information collection in the practice tip, as the subject on the practice education and also the practice in the field of social work assignment. As, the future direction nature, as for we think, the exertion on the side of such an university that this "the individualization" becomes the universal standard of the value is important, the presence of an obstacle of the students be thought that it is desirable to become a secondary important matter on the occasion of the practice in the field of social work assignment.

**Key words :** obstacle student support, barrier-free, the practice in the field of social work, normalization, individualization